



宮 崎 県 公 報

平成21年3月30日(月曜日) 第2070号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁	
○全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (財政課) 1		○悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制 基準の設定の一部を改正する告示…………… (環境管理課) 3
○西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更…………… (“) 1		○保安林の指定の解除予定の通知…………… (自然環境課) 3
○平成21年度における特定調達契約に係る競争入 札参加資格…………… (総務事務センター) 1		○農業振興地域の指定の変更…………… (農村計画課) 3
○騒音規制法に基づく特定工場等において発生す る騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音 について規制する地域の指定の一部を改正する 告示…………… (環境管理課) 3		○農業振興地域の指定の一部改正 (2件) …… (“) 3
○振動規制法に基づく振動を防止することにより 住民の生活環境を保全する必要があると認める 地域の指定の一部を改正する告示…………… (“) 3		○漁港の指定内容の変更…………… (漁港漁場整備課) 4
		○道路の区域の変更 (6件) …… (道路保全課) 4
		○道路の供用の開始 (5件) …… (“) 5
		○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6
		○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 6
		○都市計画事業の変更の認可 (6件) …… (都市計画課) 6
		○都市計画事業の変更の認可…………… (公園下水道課) 7
		公 告
		○ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画の策定 (自然環境課) 7
		○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 7

告 示

宮崎県告示第 232号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 233号

岡山市を西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定に基づき、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

西日本宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に岡山市を加え、これに伴い西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「委員二十人」を「委員二十一人」に改める。

第17条第2項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあつては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもって岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 234号

平成21年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

別表に掲げる種目のとおり

2 競争入札の参加者の資格

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等

(1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は持参又は送付(郵便にあつては、書留に限る。)により提出すること。

なお、申請書類(申請書及びその申請書に添付する書類をい

う。以下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。

(2) 申請書類の受付期間

申請書類は、随時（土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問い合わせ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985(26)7208
 なお、申請書類は、県庁ホームページの「申請書等ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新を希望する者は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日までに（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）有効期間更新の申請を行うこと。

6 その他

要綱に基づき資格を有している者（この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。）は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

別表

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		OA 機器
		視聴覚教材機器
		印章
	一般機械器具類	家電製品
		電気機器
		通信機器
		厨房機器
		防災保安機器
		工作機器
		その他
	医療・理化学機器類	医療機器
		理化学機器
		計測機器
		介護福祉機器
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器
		建設土木機器
	材料類	土建用資材
		標識
		塗料
		諸材

	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備
		船舶販売・整備
		航空機販売・整備
		バイク・自転車
	印刷類	平版活版
		軽印刷
		カラー印刷
		フォーム印刷
		特殊印刷
		青写真
	薬品類	医薬品
		農業薬品
		化学工業薬品
	燃料類	石油製品
		高圧ガス
	家具・木工類	家具・木工
		室内装飾・畳
	寝具・被服類	寝具
		被服・装備品
		消防・警察用品
		靴・鞆
	百貨・日用品類	百貨
		記念品・美術品
写真・カメラ		
時計・貴金属		
ガラス・陶器		
楽器		
スポーツ用品		
金物・荒物・雑貨		
食品		
看板・旗類	看板	
	旗・染物	
その他	シート・テント	
	肥飼料・種苗	
	書籍	
	古物買受	
	その他	
	その他	
サービス（役務の提供）に関する業種	賃貸業務	電算機器
		事務機器
		その他
広告・宣伝	広告代理	
	催事企画展示	
	デザイン制作	
	その他	
電算業務	電算処理（システム開発を含む。）	
	データエントリー	
	その他	
その他	クリーニング	
	運送	
	廃棄物処理	
	調査・研究・検査	
	その他	

宮崎県告示第 235号

騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和47年宮崎県告示第 644号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる市及び町のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 <u>北郷町</u> <u>南郷町</u> 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]	次に掲げる市及び町のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 三股町 高原町 国富町 <u>綾町</u> <u>高鍋町</u> <u>新富町</u> <u>川南町</u> <u>都農町</u> <u>門川町</u> <u>高千穂町</u> [略]

宮崎県告示第 236号

振動規制法に基づく振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定（平成4年宮崎県告示第 482号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 え びの市 清武町 <u>北郷町</u> <u>南郷町</u> 三股町 高原町 国富町 <u>綾町</u> <u>高鍋町</u> <u>新富町</u> <u>川南町</u> <u>都農町</u> <u>門川町</u> <u>高千穂町</u> [略]	次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 え びの市 清武町 三股町 高原町 国富町 <u>綾町</u> <u>高鍋町</u> <u>新富町</u> <u>川南町</u> <u>都農町</u> <u>門川町</u> <u>高千穂町</u> [略]

宮崎県告示第 237号

悪臭物質の規制地域の指定及び悪臭物質の規制基準の設定（平成7年宮崎県告示第 502号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 規制地域 次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 <u>北郷町</u> <u>南郷町</u> 三股町 高原町 国富町 綾町 高鍋町 新富町 川南町 都農町 門川町 高千穂町 [略]	1 規制地域 次に掲げる市及び町の区域のうち、別添図面に着色した部分の地域 都城市 延岡市 日南市 小林市 日向市 串間市 西都市 えびの市 清武町 三股町 高原町 国富町 <u>綾町</u> <u>高鍋町</u> <u>新富町</u> <u>川南町</u> <u>都農町</u> <u>門川町</u> <u>高千穂町</u> [略]

宮崎県告示第 238号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 解除予定保安林の所在場所 西諸県郡野尻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環

境課及び西諸県農林振興局並びに野尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 239号

昭和47年宮崎県告示第 926号の2で指定した日南市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおりに変更する。

「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県南那珂農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 240号

農業振興地域の指定（昭和45年宮崎県告示第 238号の 5）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

本文中「、南那珂郡北郷町」を削る。

表北郷町の項を削る。

宮崎県告示第 241号

農業振興地域の指定（昭和45年宮崎県告示第1069号の 2）の一部を次のように改正する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

本文中「、南那珂郡南郷町」を削る。

表南郷町の項を削る。

表の備考中「宮崎県農政水産部農村建設課」を「宮崎県農政水産部農村計画課」に改める。

宮崎県告示第 242号

漁港法の一部を改正する法律（平成12年法律第78号）附則第 2 条第 2 項及び漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、第 1 種夫婦浦漁港の項の所在地の欄中「南那珂郡南郷町」を「日南市南郷町及び串間市大字市木」に、同項の漁港の区域の水域の欄中「南郷町大字贅波字室町3392番地」を「日南市南郷町贅波字室町3392番地」に改め、第 2 種大堂津漁港の項の漁港の区域の水域の欄中「南那珂郡南郷町大字中村字松崎乙 5, 130番の 1 地先」を「日南市南郷町中村字松崎乙 5, 130番の 1 地先」に改める。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 243号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで	旧	7.2 ～ 9.0	16.0
				新	10.6 ～ 13.8	16.0

宮崎県告示第 244号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで	旧	7.4 ～ 8.2	16.4
				新	9.4 ～ 16.0	16.4

宮崎県告示第 245号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
20	県道	北方北郷線	延岡市北方町川水流字上田卯 225番 1 地先から同市同町川水流同字 249番13地先まで	旧	25.3 ～ 101.0	52.4
				新	12.5 ～ 36.8	52.4

宮崎県告示第 246号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
49	県道	北方土々呂線	延岡市北方町川水流字	旧	9.6 ～ 10.3	39.8

			上田卯 225 番 1 地先から 同市同町 川水流同字 卯 238番 4 地先まで	新	11.4 ~ 51.3	151.5	宮崎県知事 東国原 英 夫																					
<p>宮崎県告示第 247号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成21年 3 月30日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>							<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th> <th>道路の 種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>供用開始の期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>県道</td> <td>竹田五ヶ瀬線</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで</td> <td>平成21年 3 月30日</td> </tr> </tbody> </table>					路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日	8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで	平成21年 3 月30日							
路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日																								
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで	平成21年 3 月30日																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th> <th>道路の 種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>新旧 の別</th> <th>敷地の 幅 員 (メートル)</th> <th>延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">108</td> <td rowspan="2">県道</td> <td rowspan="2">財部庄内安久線</td> <td rowspan="2">都城市金田町1102番 1 地先から同市同町1950番地先まで</td> <td>旧</td> <td>8.0 ~ 15.0</td> <td>222.0</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>15.3 ~ 30.5</td> <td>222.0</td> </tr> </tbody> </table>							路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	108	県道	財部庄内安久線	都城市金田町1102番 1 地先から同市同町1950番地先まで	旧	8.0 ~ 15.0	222.0	新	15.3 ~ 30.5	222.0	<p>宮崎県告示第 250号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。</p> <p>なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成21年 3 月30日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>				
路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)																						
108	県道	財部庄内安久線	都城市金田町1102番 1 地先から同市同町1950番地先まで	旧	8.0 ~ 15.0	222.0																						
				新	15.3 ~ 30.5	222.0																						
<p>宮崎県告示第 248号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。</p> <p>なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成21年 3 月30日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>							<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th> <th>道路の 種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>供用開始の期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>県道</td> <td>竹田五ヶ瀬線</td> <td>西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで</td> <td>平成21年 3 月30日</td> </tr> </tbody> </table>					路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日	8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで	平成21年 3 月30日							
路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日																								
8	県道	竹田五ヶ瀬線	西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原山 110番 1 地先から同郡同町同大字同字 110番 1 地先まで	平成21年 3 月30日																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th> <th>道路の 種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>新旧 の別</th> <th>敷地の 幅 員 (メートル)</th> <th>延 長 (メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">204</td> <td rowspan="2">県道</td> <td rowspan="2">下野鹿狩戸線</td> <td rowspan="2">西臼杵郡高千穂町大字下野字塚野 610番 2 地先から同郡同町同大字板床1426番 1 地先まで</td> <td>旧</td> <td>4.2 ~ 16.0</td> <td>829.0</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>5.0 ~ 33.0</td> <td>829.0</td> </tr> </tbody> </table>							路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字塚野 610番 2 地先から同郡同町同大字板床1426番 1 地先まで	旧	4.2 ~ 16.0	829.0	新	5.0 ~ 33.0	829.0	<p>宮崎県告示第 251号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。</p> <p>なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成21年 3 月30日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 東国原 英 夫</p>				
路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)																						
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字下野字塚野 610番 2 地先から同郡同町同大字板床1426番 1 地先まで	旧	4.2 ~ 16.0	829.0																						
				新	5.0 ~ 33.0	829.0																						
<p>宮崎県告示第 249号</p> <p>道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。</p> <p>なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成21年 3 月30日</p>							<table border="1"> <thead> <tr> <th>路線 番号</th> <th>道路の 種 類</th> <th>路線名</th> <th>区 間</th> <th>供用開始の期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td> <td>県道</td> <td>北方土々呂線</td> <td>延岡市北方町川水流字上田卯 225番 1 地先から同市同町</td> <td>平成21年 3 月30日</td> </tr> </tbody> </table>					路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日	49	県道	北方土々呂線	延岡市北方町川水流字上田卯 225番 1 地先から同市同町	平成21年 3 月30日							
路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日																								
49	県道	北方土々呂線	延岡市北方町川水流字上田卯 225番 1 地先から同市同町	平成21年 3 月30日																								

			川水流同字 卯 238番 4 地先まで
--	--	--	---------------------------

宮崎県告示第 252号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市金田 町1102番 1 地先から同 市同町1950 番地先まで	平成21年 3 月30日

宮崎県告示第 253号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月30日から平成21年 4 月13日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿 狩戸線	西臼杵郡高 千穂町大字 下野字塚野 610番 2 地 先から同郡 同町同大字 字板床1426 番 1 地先ま で	平成21年 3 月30日

宮崎県告示第 254号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日 南 市	新 町 立 野 2	I - 1 - 0356	急傾斜地の崩壊
		I - 1 - 0357	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 255号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所 （ 溪 流 ） 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
日 南 市	新 町	I - 1 - 0356	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 256号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第 153号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・10号 大炊田久峰通線
- 3 事業施行期間
平成13年12月17日から平成22年12月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 257号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成16年宮崎県告示第 702号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3 月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・6号 川原通線
- 3 事業施行期間
平成16年12月20日から平成24年 3 月31日まで

- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 258号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成16年宮崎県告示第 701号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・6号 川原通線
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・5号 昭和通線
- 3 事業施行期間
平成16年12月20日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 259号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成15年宮崎県告示第 306号による都城広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
都城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画道路事業 3・6・203号 穂満坊桜木線
都城広域都市計画道路事業 3・5・201号 高城山之口線
- 3 事業施行期間
平成15年 6月26日から平成23年 3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 260号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成15年宮崎県告示第 196号による日向延岡新産業都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画道路事業 3・4・41号 高砂通線
- 3 事業施行期間
平成15年 4月14日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 261号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成14年宮崎県告示第 463号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
清武町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・151号 見の崎通線
3・4・153号 新町停車場線
- 3 事業施行期間
平成14年10月21日から平成23年 3月31日まで
- 4 事業地
変更なし

宮崎県告示第 262号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第 475号及び平成11年宮崎県告示第 741号による日向延岡新産業都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
日向市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日向延岡新産業都市計画下水道事業 日向公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和49年12月10日から平成25年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第 7 条第 1 項の規定により、ニホンザルに係る特定鳥獣保護管理計画を定めた。

なお、当該計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、尾鈴北第 1 土地改良区（川南町）から平成21年 3月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成21年 3月30日

宮崎県知事 東国原 英 夫